

加東市地域公共交通計画の一部改正について

1 改正理由

これまで、地域公共交通確保維持事業（幹線系統補助、フィーダー路線補助及び車両購入補助）の申請時には、事業年度ごとに「生活交通確保維持改善計画」を作成していたところ、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」改正に合わせる形で、地域公共交通計画の中で対象系統の位置づけ等を記載することが新たに補助要件として求められることとなりました。

本制度変更の経過措置期間が令和6事業年度（令和5年10月～令和6年9月）までとなるため、新たに社西協間の該当系統をフィーダー路線として計画内に位置付ける改正を行います。

また、令和5年度まで兵庫県が作成・提出をしていた路線バス幹線系統にかかる補助計画について、令和6年度以降は沿線各市町協議会が提出することとなったため、幹線系統に関してもあわせて計画中に位置づけ等を記載します。

2 地域公共交通計画に新たに位置付ける必要のある事項

- (1) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の
地域の公共交通における位置付け・役割
- (2) 上記の位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- (3) 補助系統に係る事業及び実施主体の概要
- (4) 地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法

3 改正案

- ・ 補助要綱規定事項と計画の対応 資料 p.2
- ・ 計画改正案（赤字部分） 資料 p.3～

補助要綱規定事項一覧表

自治体名: 加東市

計画名称: 加東市地域公共交通計画

地域公共交通計画での記載箇所 (頁)	
補助要綱第17条第1項に規定する事項	(第1号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割 第8章 「1 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ」 表 将来の地域公共交通ネットワークの位置付け・役割・必要性等 (資料 p.3)
	(第2号関係) 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 第8章 「1 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ」 表 将来の地域公共交通ネットワークの位置付け・役割・必要性等 (資料 p.3)
	(第3号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要 第8章 「将来の交通ネットワークのイメージ」 表 地域公共交通の事業及び実施主体の概要 (資料 p.6-9) 第9章 「路線バスの維持・確保及びルート等の見直し」 (資料 p.10-11)
	(第4号関係) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法 ・利用者の数 第8章 「計画の目標」 2 計画の数値目標 【指標①】 地域公共交通の利用者数 (現行計画のまま) ・収支及び公的資金投入額 第8章 「計画の目標」 2 計画の数値目標 【指標⑤】 市民1人当たりの路線バス補助金額 (現行計画のまま) ・評価手法 第10章 「計画の進行管理・評価」 (現行計画のまま)

第8章 計画の目標

1 将来の地域公共交通ネットワークのイメージ

将来の地域公共交通ネットワークの形成にあたり、鉄道や高速バス、路線バスなどの各路線を広域幹線、**フィーダー路線**、準広域幹線及び地域支線の4つに機能分担します。

表 将来の地域公共交通ネットワークの位置付け・役割・必要性等

No	具体の路線	位置付け	役割・必要性等
①	JR 加古川線	広域幹線 (鉄道・ 高速バス)	広域連携の役割を担う路線で、大阪や神戸、姫路、加古川方面等への移動を可能とします。 地域公共交通ネットワークの主軸として、通勤や通学、通院、買い物、観光等に必要な路線となります。
②	高速バス		
③	社姫路線	広域幹線 (路線バス)	広域連携の役割を担う路線で、大阪や神戸、姫路、加古川方面等への移動を可能とします。 地域公共交通ネットワークの主軸として、通勤や通学、通院、買い物、観光等に必要な路線となります。 しかし、自治体や鉄道・バス事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業（幹線補助・車両購入補助）や県単独補助により運行を確保・維持する必要があります。
④	社明石線		
⑤	西脇三宮線 (社三宮線)		
⑥	社西脇線 (西脇市役所・西脇（アピカ）～社（車庫前）・やしろショッピングパーク Bio 前)	フィーダー 路線	広域幹線である社明石線と接続し、補完するフィーダー路線の役割を持ちます。 地域住民の通勤・通学、通院等に必要な路線となります。 しかし、自治体やバス事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。

⑤	社西脇線（三草経由）	準広域幹線	近隣市町との連携を担う路線で、加東市と隣接する西脇市、加西市、小野市、三木市、神戸市、三田市及び丹波篠山市への移動を可能とします。 通勤や通学、通院、買い物等に必要な路線となります。 しかし、自治体や鉄道・バス事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業や県単独補助により運行を確保・維持する必要があります。
⑥	社西脇線 （三草経由・電鉄小野駅行）		
⑦	社加西線		
⑧	天神電鉄小野駅線		
⑨	相野清水線		
⑩	社三田線 （嬉野台生涯教育センター経由）		
⑪	社三田線（久米経由）※		
⑫	社三田線（厚利経由）		
㊦	加東市乗合タクシー「伝タク」	地域支線	市内連携を担う路線で、社地域、滝野地域及び東条地域の相互移動や地域内移動を可能とします。 通院や買い物等に必要な路線となります。
㊧	米田ふれあい線		
㊨	きよみず線		
㊩	とうじょうあいあい線		
㊪	福田ふくふく線		

※令和5年4月1日から厚利経由ヘルート変更。

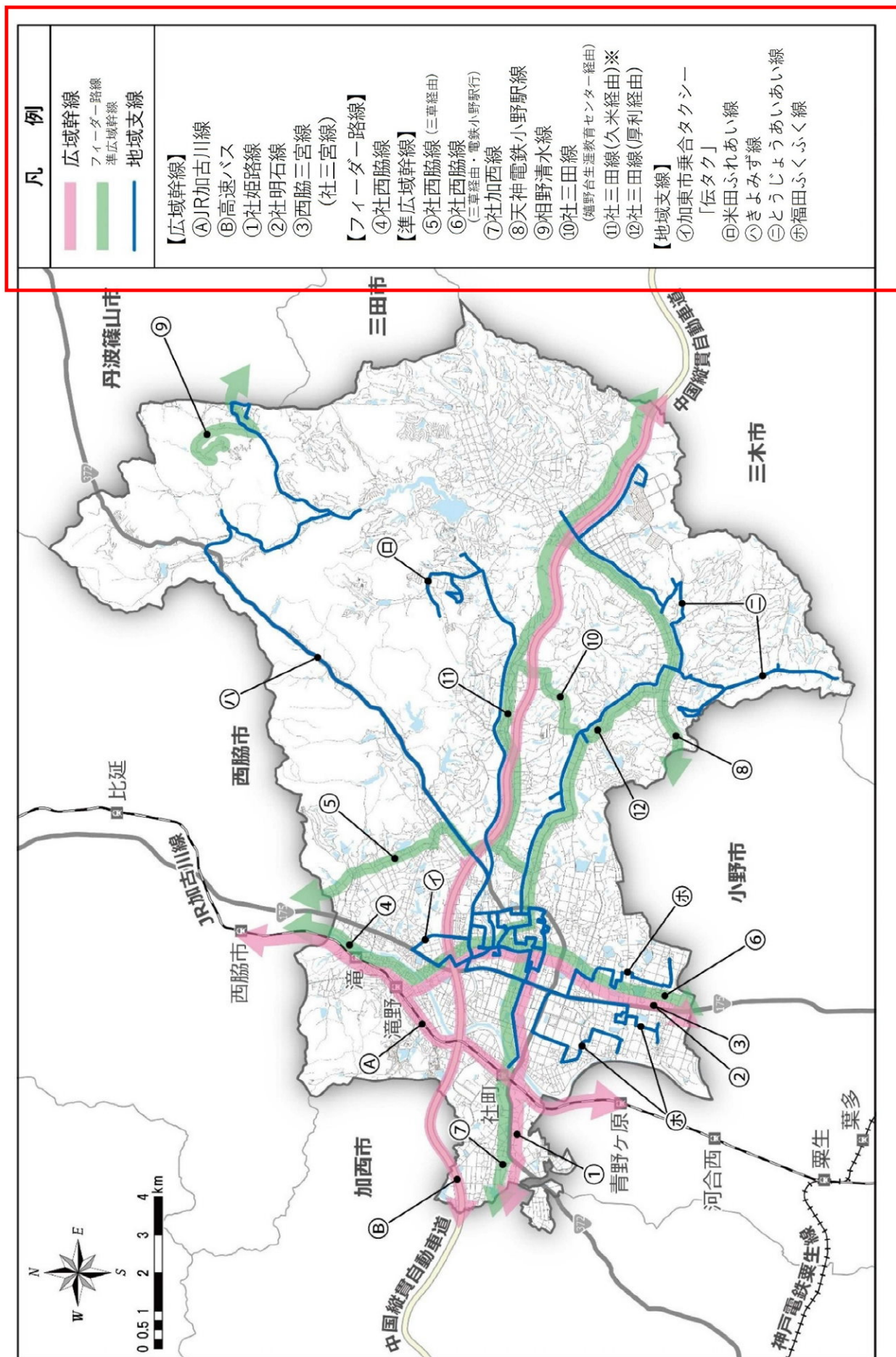


図 将来の交通ネットワークイメージ図

表 地域公共交通の事業及び実施主体の概要

路線名	起点	経由地	終点	補助事業 の活用	事業許可 区分	運行態様	実施主体
JR 加古川 線	加古川	-	西脇市 ・谷川	なし	第一種 鉄道事業	路線 定期運行	交通 事業者
高速バス	西脇 市役所	-	大阪駅	なし	4 条乗合	路線 定期運行	交通 事業者
	アスティ アカさい	-	大阪駅				
	アスティ アカさい	-	新大阪駅				
	津山駅	-	大阪駅				
		-	USJ				
	社（車庫 前）	-	大阪駅				
	神戸三宮	-	山崎				
社姫路線	姫路駅 前	法華山一 乗寺	社町駅	幹線補助 (国庫)	4 条乗合	路線 定期運行	交通 事業者
	姫路駅 前	奥猫尾	社町駅	幹線補助 (国庫) 車両補助			
	姫路駅 前	法華山 一乗寺	社（車庫 前）	幹線補助 (国庫・ 県)			
	姫路駅 前	奥猫尾	社（車庫 前）	幹線補助 (国庫・ 県) 車両補助			
社加西線	アスティ アカさい	別府・社	嬉野台生 涯教育セ ンター	準 幹線補 助(県)			
	アスティ アカさい	別府・ 社町駅	社（車庫 前）	なし			
社三田線	社町駅	社（車庫 前）	社高校前	なし			

路線名	起点	経由地	終点	補助事業 の活用	事業許可 区分	運行態様	実施主体
	社町駅	上厚利	三田駅	準幹線補 助(県)			
社三田線	三田駅	上厚利・ 加東市民 病院	社町駅	準幹線補 助(県)	4 条乗合	路線 定期運行	交通 事業者
	社町駅	社高校前	嬉野台 生涯教育 センター	準幹線補 助(県)			
	社高校前	-	社（車庫 前）	なし			
	やしろショ ッピングパ ーク Bio 前	上厚利	三田駅	準幹線補 助(県)			
	やしろショ ッピングパ ーク Bio 前	加東 市民病院 ・上厚利	三田駅	準幹線補 助(県)			
	やしろショ ッピングパ ーク Bio 前	嬉野台 生涯教育 センター	三田駅	準幹線補 助(県)			
	やしろショ ッピングパ ーク Bio 前	嬉野台 生涯教育 センター	みなぎ台	準幹線補 助(県)			
	やしろショ ッピングパ ーク Bio 前	上厚利	みなぎ台	準幹線補 助(県)			
	やしろショ ッピングパ ーク Bio 前	上厚利	渡瀬	準幹線補 助(県)			
	嬉野台 生涯教育 センター	社高校前	社（車庫 前）	市単独 補助			
社明石線	社（車庫 前）	三木 営業所	明石駅	幹線補助 (国庫)			

路線名	起点	経由地	終点	補助事業 の活用	事業許可 区分	運行態様	実施主体
				車両補助			
社西脇線	やしろショ ッピングパ ーク Bio 前	三草橋	西脇 市役所	なし			
社西脇線	西脇（ア ピカ）	三草橋 ・加東市民 病院	社（車庫 前）	なし	4 条乗合	路線 定期運行	交通 事業者
	電鉄 小野駅	社（車庫前） ・三草橋	西脇（ア ピカ）	なし			
	西脇 市役所	社（車庫 前）	社高校前	なし			
	西脇 市役所	滝野	社（車庫 前）	フィーダ ー補助 準幹線補 助(県)			
	西脇（ア ピカ）	滝野	社（車庫 前）	フィーダ ー補助 準幹線補 助(県)			
	西脇 市役所	滝野	やしろショ ッピングパ ーク Bio 前	フィーダ ー補助 準幹線補 助(県)			
	西脇（ア ピカ）	滝野	やしろショ ッピングパ ーク Bio 前	フィーダ ー補助 準幹線補 助(県)			
西脇 三宮線 (社三宮 線)	社（車庫 前）	御坂	三宮	幹線補助 (国庫)			
	西脇 市役所	滝野社 インター	三宮	なし			
	西脇 市役所	御坂・ 新神戸駅前	三宮	なし			

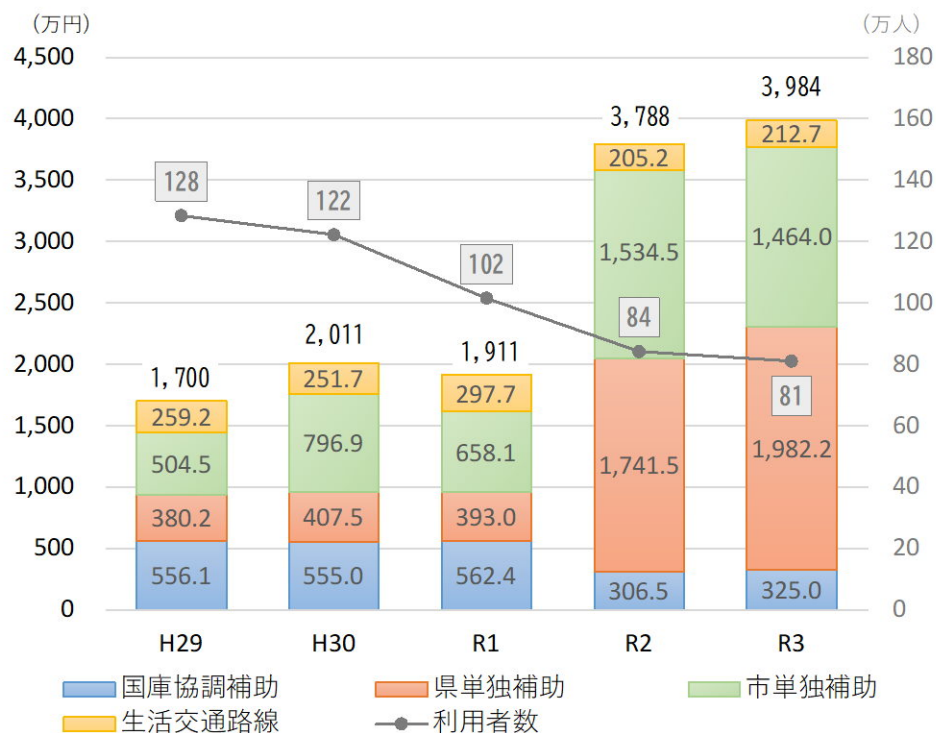
路線名	起点	経由地	終点	補助事業 の活用	事業許可 区分	運行態様	実施主体
	滝野農協 前	御坂・ 新神戸駅前	三宮	幹線補助 (国庫)			
	三宮	神戸複産 団地東	社（車庫 前）	なし			
天神電鉄 小野駅線	天神	古川	電鉄 小野駅	市単独 補助			
相野 清水線	清水寺	-	相野駅	なし			
	清水	-	相野駅	なし			
加東市乗合 タクシー 「伝タク」	社市街地内（滝野社 IC 経由）			なし	4 条乗合	路線 定期運行	加東市（運 行は交通事 業者に委 託）
米田ふれ あい線	米田地域内			なし	公共交通 空白地有 償運送	自家用有 償旅客運 送	加東市（運 行は各地域 協議会に委 託）
きよみず 線	鴨川地域内						
とうじょ うあいあ い線	東条西地域内						
福田ふく ふく線	福田地域内						

基本方針1：地域公共交通ネットワークの形成

1. 路線バスの維持・確保及びルート等の見直し

現状と課題

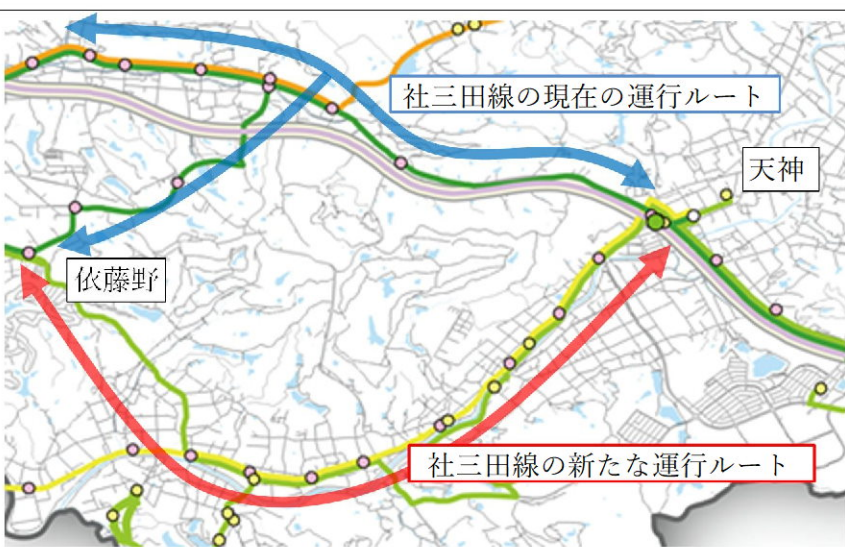
- 路線バスは、通勤、通学などの広域移動や日常生活を支える重要な移動手段ですが、利用者は減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響で、さらに利用者数が低迷しています。
- 路線バスの利用者数の減少は、路線バスの廃止・休止や減便に繋がり、路線の維持確保が困難になる可能性があります。西脇市役所から社(車庫前)までの停留所間では、利用者数の減少などにより路線が減便となり、滝野地域や西脇方面への移動に影響が生じています。また、路線バスを維持確保するための補助金も増額となるため、市の財政状況を圧迫することにもなります。
- 社三田線について、久米経由から厚利経由に変更した場合の利用者への影響や、具体的なバス停の位置・運行ダイヤ等について、神姫バス(株)と検討・協議を進めています。また、天神電鉄小野駅線については、通勤・通学に必要な路線を継続して運行していますが、引き続き、地域に合った移動のあり方について検討する必要があります。
- 各地域公共交通同士の乗継のための待ち時間が長い停留所が複数みられます。



資料：加東市資料

図 路線バス事業者への補助額及び補助路線利用者数の推移

- 社三田線については、東条地域と社地域の移動ルートの充実を図るため、久米経由から厚利経由への変更に向けて、引き続き、地域やバス事業者と協議・調整を進めていきます（令和5年4月1日ルート変更）。

取組内容	 社三田線の現在の運行ルート 天神 依藤野 社三田線の新たな運行ルート - 天神電鉄小野駅線について、一律運賃制度の導入による利用しやすい料金体系の構築や、社地域と東条地域の移動の充実と小野方面へのアクセス性の向上を図ったうえで、利用状況等を見極めながら、地域やバス事業者と協議を進め、今後のあり方についての判断を行います。 - 西脇三宮線の西脇市役所から社（車庫前）までの停留所間について、滝野地域や西脇方面への重要な移動手段であることから、便数の充実に向けて、引き続き、バス事業者と協議・検討を進めていきます。また、その他の路線についても同様に、路線の維持と便数の充実に向け、バス事業者と協議・検討を行います。 - 路線バスの運行ルートや停留所の変更にあたっては、利用状況等を踏まえ、地域やバス事業者と協議をしながら、地域に合った見直し・改善を図ります。 - それぞれの路線バスや鉄道、高速バス等、他の地域公共交通への乗継を考慮した運行ダイヤ等を見直し・改善を図ります。 - 地域公共交通確保維持改善事業における補助対象幹線系統と位置付けられた路線については、国庫協調補助（幹線補助・車両購入補助）や県単独補助を活用しつつ、兵庫県や沿線市町と連携して維持・強化を図ります。また、西脇市役所・西脇（アピカ）から社（車庫前）・やしろショッピングパーク Bio 前停留所間の路線は、地域内フィーダー系統補助を活用し維持・確保を図ります。なお、路線バス利用者の増加に向けた取組により、財政負担の軽減を目指しますが、路線バスの維持・確保に財政的支援が必要と判断する場合は、十分な精査を行ったうえで、引き続き適正な支援を行います。																				
実施主体	<table> <tr> <th rowspan="2">行政</th><th colspan="3">交通事業者</th><th rowspan="2">市民及び地域</th><th rowspan="2">企業・団体</th></tr> <tr> <th>鉄道</th><th>バス</th><th>タクシー</th></tr> <tr> <td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> </table>	行政	交通事業者			市民及び地域	企業・団体	鉄道	バス	タクシー	○		○		○						
行政	交通事業者			市民及び地域	企業・団体																
	鉄道	バス	タクシー																		
○		○		○																	
実施時期	<table> <tr> <th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr> <tr> <td colspan="5">天神電鉄小野駅線のあり方協議</td></tr> <tr> <td></td><td colspan="2">社三田線の再編</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="5">ルート・ダイヤ等を見直し</td></tr> </table>	R4	R5	R6	R7	R8	天神電鉄小野駅線のあり方協議						社三田線の再編				ルート・ダイヤ等を見直し				
R4	R5	R6	R7	R8																	
天神電鉄小野駅線のあり方協議																					
	社三田線の再編																				
ルート・ダイヤ等を見直し																					